

令和 7 年度

第 1 回 入間市社会教育委員会議

日 時 令和 7 年 7 月 2 日 (水)

午前 10 時 00 分 ~ 11 時 30 分

会 場 入間市教育センター 会議室

次 第

委嘱状交付式

- 1 委員委嘱状交付
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介

社会教育委員会議

- 1 開 会
- 2 社会教育委員会議の運営について
- 3 正副議長の選出
- 4 協議事項
 - (1) 各種委員の選出について
 - (2) 社会教育関係団体補助金について
 - (3) 社会教育関係の 4 計画の策定について
- 5 報告事項
 - (1) 各委員からの活動報告
 - (2) 社会教育担当各課からの報告

6 その他

7 閉 会

【配布資料】

- ・ 令和7年度 第1回 入間市社会教育委員会議 次第
- ・ 入間市社会教育委員名簿
- ・ 入間市教育委員会事務局名簿
- ・ 資料1 社会教育委員会議の運営について
- ・ 資料2 社会教育法
- ・ 資料3 入間市社会教育委員設置条例
- ・ 資料4 正・副議長の選出について／各種委員の選出について
- ・ 資料5 社会教育関係団体補助金について
- ・ 資料6-1 社会教育関係の4計画の策定について
- ・ 資料6-2 第5次入間市生涯学習推進計画（概要）
- ・ 資料6-3 第2次入間市公民館基本計画（概要）
- ・ 資料6-4 第2期入間市博物館基本計画（概要）
- ・ 資料6-5 第3次入間市図書館基本計画（概要）
- ・ 資料7-1 各委員からの報告
- ・ 資料7-2 教育部社会教育担当各課からの報告

入間市社会教育委員名簿

任期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

No.	氏 名	備 考	新任・再任の別
1	の 野 ぐち まさ たか 野 口 正 孝	学校教育関係者 (東町小学校)	新任
2	い 藤 こう じ 伊 藤 浩 二	学校教育関係者 (東金子中学校)	新任
3	こ だま よし や 小 玉 佳 也	学校教育関係者 (豊岡高等学校)	新任
4	さとう 藤 きよみ 美 佐 藤 清 美	社会教育関係者 (市文化協会)	再任
5	はま なか さち こ 濱 中 幸 子	社会教育関係者 (市スポーツ協会)	新任
6	うめ ひろ あき 晶 梅 裕 晶	社会教育関係者 (市子ども会育成会連絡協議会)	新任
7	なみ き しげ よし 双 木 茂 芳	社会教育関係者 (博物館ボランティア)	新任
8	にしむら 村 めぐみ 西 村 めぐみ	社会教育関係者 (小学校図書サポートスタッフ)	再任
9	さいとう 藤 かつひさ 久 齋 藤 勝 久	社会教育関係者 (元氣が出るふじさわ未来ネット)	再任
10	むらの 村 野 ゆうこ 子 村 野 裕 子	家庭教育関係者 (乳幼児サークル指導者)	再任
11	よしの 吉 野 まさる 勝 吉 野 勝	家庭教育関係者 (児童センター)	再任
12	よし だ すみ え 枝 吉 田 澄 枝	学識経験者 (入間市生涯学習をすすめる市民の会)	新任
13	たなべ 田 辺 あけみ 己 田 辺 暁 己	学識経験者 (幼児教育)	再任
14	みや しま かず こ 宮 嶋 和 子	学識経験者 (文芸入間編集委員)	再任
15	しらき 白 木 たかのぶ 信 白 木 賢 信	学識経験者 (東京家政大学)	再任

入間市教育委員会事務局名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名
1	教育部	部長	浅 見 泰 志
2	教育部	次長	新 屋 朋 徳
3	博物館	館長	大 久 保 卓
4	図書館	館長	平 岡 康 子
5	社会教育課	課長	大 石 浩 士
6	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	奥 村 芳 人
7	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	牧 野 尚 人
8	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主事	岩 崎 楓
9	社会教育課	社会教育指導員	大久保 健一
10	社会教育課	社会教育指導員	浅 見 信 治

社会教育委員会議の運営について

1 入間市社会教育委員設置条例について

会議は社会教育法及び入間市社会教育委員設置条例に基づいて、設置されています。15人以内の委員で組織され、任期は2年です。議長、副議長は、委員の互選により決めています。会議は議長が招集することになります。

なお、社会教育委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となります。会議に出席いただいた場合は委員報酬と費用弁償が支払われます。会議終了後30日以内に口座振り込みにより、お支払いいたします。

○支給額（1回あたり）

	委員報酬	費用弁償	合 計
議 長	7,500円	1,000円	8,500円
委 員	7,000円	1,000円	8,000円

2 社会教育法について

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

3 入間市社会教育委員設置条例について

第6条 会議は、議長が招集し、年4回開くこととする。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

4 会議運営に係る内容について

(1) 会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点記録による会議録を作成します。事務局が、会議の経過、決定事項等について記述した会議録を作成し、議長が内容を確認し、署名します。

(2) 会議の公開について

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議は、公開するものとします。

(3) 会議日程及び会議録の公表

会議の開催の公表については、開催日の1週間前までに、庁舎における掲示等により行います。会議録についても市民の閲覧に供しています。

(4) 社会教育委員に係る情報の公開について

委員名簿として外部に提供して差し支えないものを、あらかじめ確認いただいた上で作成し、氏名、委員の選出区分及び役職（議長、副議長）について公開します。

5 令和7年度会議日程

回	開催日			
第1回	7月 2日（水）	午前10時～	入間市教育センター	会議室
第2回	10月 2日（木）	午前10時～	入間市教育センター	会議室
第3回	12月24日（水）	午前10時～	入間市教育センター	会議室
第4回	3月11日（水）	午前10時～	入間市教育センター	会議室

社会教育法

(昭和24年6月10日法律第207号)

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

〈中略〉

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

〈中略〉

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

〈以下、省略〉

入間市社会教育委員設置条例

昭和31年10月13日

条例第14号

注 平成13年2月から改正経過を注記した。

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、入間市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平13条例3・平26条例8・一部改正)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、各種団体を代表する者にあつては在職中とする。

2 教育委員会は、特別の理由があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5条 委員の互選によつて、議長及び副議長を定める。

2 議長は、会議の議長となり、委員を代表する。

3 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、これを代行する。

第6条 会議は、議長が招集し、年4回開くこととする。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。

附 則(昭和41年条例第43号)

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

正・副議長の選出について

役 職	氏 名	前 任 者（任期）	備 考
議 長		齋 木 茂 (令和3年度～令和4年度)	
副 議 長		西 村 めぐみ (令和3年度～令和4年度)	

協議事項（1）各種委員の選出について

委員会の名称及び任期	氏 名（備考）	前任者（在任期間）
入間地区社会教育協議会 理 事 R07.5.1～R09.4.30		齋 木 茂 (平成27年度～令和7年度)
		根 岸 桜 (令和3年度～令和7年度)
入間市民生委員推薦会 委 員 R7.9.1～R10.8.31		齋 木 茂 (令和4年度～令和7年度)
入間市社会福祉協議会 評 議 員	※令和7年度に社会福祉協議会評議員の選出区分見直しがありました。この審議会へ社会教育委員の選出はありません。	佐 藤 清 美 (令和5年度～令和7年度)
入間市青少年問題協議会 委 員	※令和7年度から入間市こども・子育て審議会（旧入間市児童福祉審議会）に役割が統合されました。この審議会へ社会教育委員の選出はありません。	吉 野 勝 (令和5年度～令和7年度)

協議事項(2) 社会教育関係団体補助金について

社会教育法第13条の規定（審議会等への諮問）により、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴くこととなっております。このため、毎年第1回目の会議にて補助金一覧表をお示ししているものです。

教育委員会所管

No.	団 体 名	令和6年度	令和7年度	備 考
1	入間市PTA連合会	557,000	416,000	社会教育課
2	入間市文化協会	1,249,200	1,036,500	社会教育課
3	入間市囲碁連盟	47,500	38,000	社会教育課
4	入間市中央少年少女合唱団	52,500	42,000	社会教育課
5	入間市民吹奏楽団	48,450	38,000	社会教育課
6	入間市民混声合唱団	49,400	39,000	社会教育課
7	入間市管弦楽団	37,050	30,000	社会教育課
8	ドラマフェスタin入間実行委員会	400,000	300,000	社会教育課
9	藤沢獅子舞保存会	44,000	44,000	博物館
10	上谷ヶ貫獅子舞保存会	44,000	44,000	博物館
11	高倉郷土芸能保存会	44,000	44,000	博物館
12	西久保観世音鉦はり保存会	44,000	44,000	博物館
13	新久はやし保存会	44,000	辞退	博物館
14	西三ツ木囃子連	44,000	44,000	博物館
	合計	2,705,100	2,159,500	

市長部局所管

No.	団 体 名	令和6年度	令和7年度	備 考
1	入間市青少年健全育成推進協議会	1,282,000	1,174,000	青少年課
2	入間市青少年相談員協議会	225,000	243,000	青少年課 青少年活動センター
3	入間市子ども会育成会連絡協議会	250,000	250,000	青少年課 青少年活動センター
4	入間市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会	125,700	96,000	青少年課 青少年活動センター
5	入間市スポーツ協会	3,645,000	3,645,000	スポーツ推進課
6	入間市ミニバスケットボール連盟 (入間市ミニバスケットボール大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
7	入間市剣道連盟(入間市少年剣道大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
8	入間市少年野球連盟(入間市少年野球夏季大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
9	入間市柔道連盟(入間市少年少女柔道大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
10	入間市サッカー協会(入間市少年少女サッカー選手権大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
11	入間市ジュニア新体操連盟(入間市ジュニア新体操演技会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
12	佐渡市との姉妹都市交流事業	230,000	230,000	スポーツ推進課 姉妹都市スポーツ交流事業
13	入間市わんぱく相撲推進会議(わんぱく相撲入間大会)	71,000	71,000	スポーツ推進課
14	エキデン・クロカン大会実行委員会 (入間市駅伝競走大会・彩の森クロスカントリー大会)	2,777,000	2,777,000	スポーツ推進課
	合計	8,815,700	8,696,000	

	総計	11,520,800	10,855,500	
--	----	------------	------------	--

協議事項(3) 社会教育関係の4計画の策定について

【今年度のテーマ】

社会教育関係の4計画である「生涯学習推進計画」「公民館基本計画」「博物館基本計画」「図書館基本計画」は、いずれも令和8年度末に計画満了を迎えます。令和9年度から5ヶ年の計画を策定するためには、令和7年度から検討を進める必要があります。

今年度の社会教育委員会議では、4計画の現状と課題を整理し、次期計画に求められる基本方針、目標等についてご審議いただきたく存じます。

【社会教育の現状】

本市における社会教育は、地区公民館を中心として長年にわたって地域づくり、人づくりの実績を重ねてきました。生涯学習についても、生涯学習フェスティバル等での様々な情報提供や生涯学習を進める市民の会との連携による学習機会の創造と提供、公民館、博物館、図書館における学習機会の提供といった活動により、盛んに行われてきました。

近年の状況を見ると人口減少や少子化・高齢化の進行、働き方改革、SDGsの考え方の浸透など、社会環境が大きく変化しています。また、地区センター化により、公民館の置かれた状況も大きく変化しています。

【検討ポイント】

- (1) 各計画のビジョン、基本理念、基本方針等がこれからの時代のニーズに合っているかを確認する。
- (2) 各計画の基本理念、基本方針等の実現に向けて、各施策・事業の目的と目標の設定が的確であるかを確認する。
- (3) 現状と課題を抽出したうえで、次期計画の策定方針を検討する。

【計画策定の視点】

- (1) 策定方針に基づいて、基本理念・基本方針等を再検討するとともに、新たな政策・施策・事業を設定し、目的と目標を明確にする。
- (2) 実績だけではなく、成果を明確に評価できるようにする。
- (3) 「地域学校協働活動」を意識して政策・施策・事業を設定する。
- (4) 社会教育各課、庁内他部署、民間事業者、地域団体等、様々な分野との連携を重視した検討を進める。
- (5) 「まちづくり」「地域づくり」にどのように貢献できるかを意識して検討を進める。
- (6) 計画の実現に向けた体制整備について検討する。特に、社会教育全体のコーディネーター機能をどのように確立するかが重要である。

【今後の予定】

(1) 策定に向けた取り組み内容

年度	取 組 内 容
R7	社会教育委員会議、審議会・協議会との意見交換 市民・利用者等の意向調査、社会教育委員会議・審議会・協議会との意見交換 → 「素案」とりまとめ
R8	「素案」に対する社会教育委員会議、審議会・協議会の意見聴取 → 「原案」とりまとめ 「原案」に対するパブリックコメント → パブリックコメントに基づく「原案」修正→ 「成案」とりまとめ 「成案」に対する社会教育委員会議・審議会・協議会の諮問・答申 ⇒ 計画策定

(2) 令和7年度の予定

回／開催時期	審議内容
第1回／ 7月 2日	現行の社会教育関係4計画の概要と課題等について
第2回／10月 2日	次期社会教育関係4計画に向けた意見について
第3回／12月24日	次期社会教育関係4計画の基本方針、枠組みについて
第4回／ 3月11日	次期社会教育関係4計画の素案（案）の提示、説明

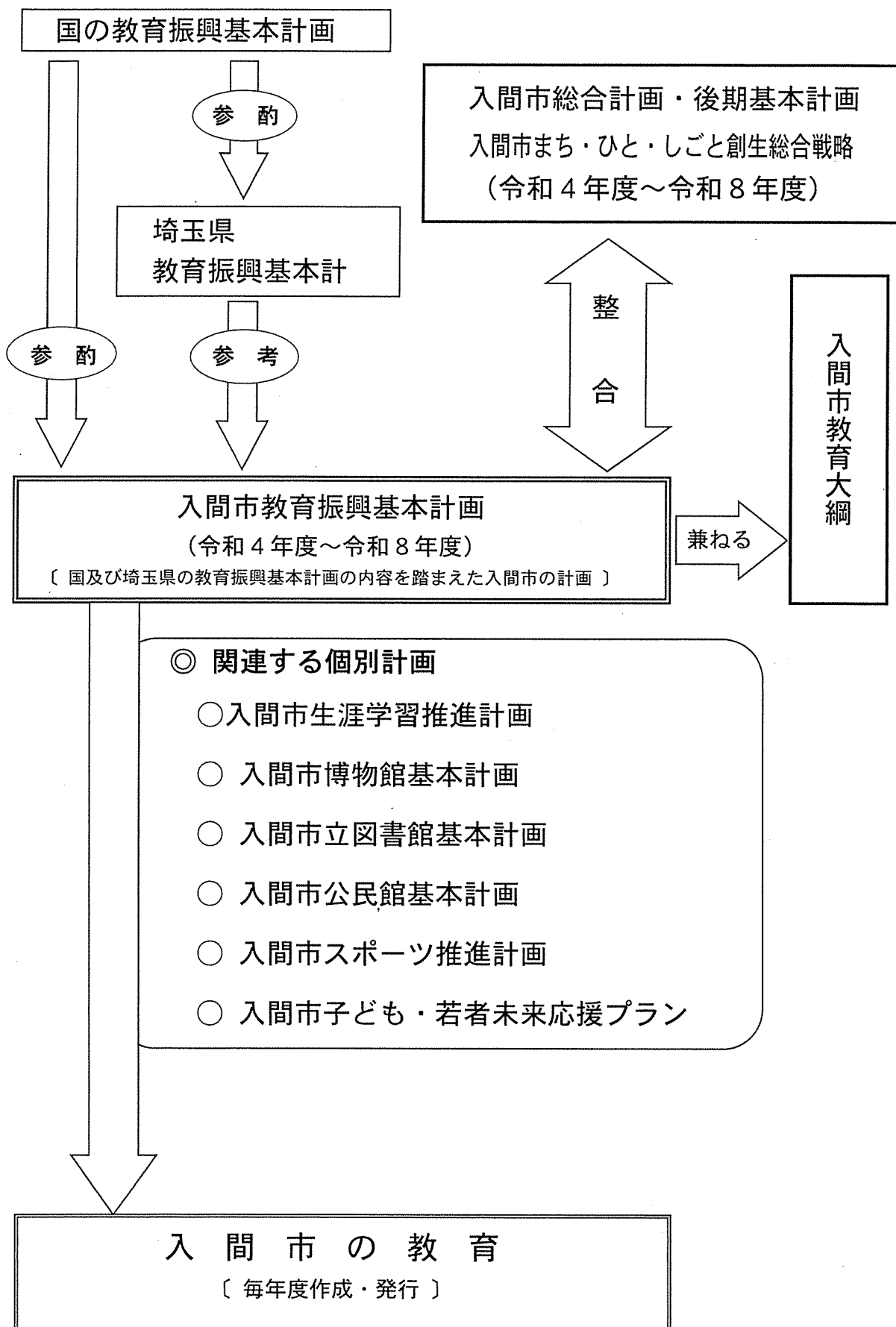
第1回目の会議では、「生涯学習推進計画」「公民館基本計画」「博物館基本計画」「図書館基本計画」の現時点における進捗状況と担当課が考える課題についてそれぞれ報告いたします。その後、それぞれの計画に関して質疑応答を行います。

第2回目の会議で、社会教育委員の皆様が考える次期計画に向けた意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【意見等の反映】

ご協議いただいた意見については、公民館運営審議会、博物館審議会、図書館協議会等で報告し、各審議会・協議会での協議内容と併せ、社会教育関係4計画の策定に反映させていただきます。

【参考：計画の位置づけ】



第 5 次 入間市生涯学習推進計画（計画期間：令和 4 ～ 8 年度）

1 ビジョンと基本方針

(1) 入間市の生涯学習推進ビジョン

主体的な学びと活発な市民活動があるまち

学びをとおしてコミュニティが充実し、心が通い合うまち

市民と行政が協働するまち

(2) 基本方針

① まなぶ ～学びでひとづくり～

- ・市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、主体的に学び続けることができる学習環境が整備されたまちを目指します。

② つなぐ ～学びでつなぐネットワーク～

- ・様々な学習活動を通して市民や市民活動団体がつながり、学びの輪を地域に広がります。また、市民活動団体、企業、学校、社会教育施設等が、それぞれの特性を生かして行政と協働することで、多様な学習ニーズや、現代的・社会的課題を踏まえた学習へ対応していきます。

③ 生かす ～学んだことを暮らしに生かす～

- ・市民がこれまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域づくりに生かせるまちを目指します。

2 施策の展開

基本方針及び施策の体系

(1) まなぶ ～学びでひとづくり～

① だれもがいつでもどこでも学べる

i) 学習情報の提供

施策 1：多彩な学習情報の提供

施策 2：I C T（情報通信技術）の活用

ii) 学習機会の充実

施策 1：一人ひとりに合った学習方法の提供

施策 2：安全安心な学習環境の提供

(2) つなぐ ～学びでつなぐネットワーク～

① 仲間とつながる

i) 市民グループ、サークル活動の活性化

施策 1：市民グループ、サークル活動の支援

施策 2：オンライン活用支援

ii) 協働でつながる

① 市民との共同

施策 1：市民との共同事業の再構築

② 専門機関、教育機関等との協働

施策 1：専門機関、教育機関等との連携強化

(3) 生かす ～学んだことを暮らしに生かす～

① まちづくりに生かす

i) 市民講師登録制度の充実

施策1:「まちの先生」登録制度の充実

3 計画を進めるにあたって

～「いるまなびと」の浸透・活用～

第2次 入間市公民館基本計画（計画期間：令和4～8年度）

1 基本方針

(1) 公民館が目指す地域の将来像

～みんなの学びあいと交流で築く豊かな地域社会～

(2) 基本理念

① 地域から親しまれ信頼される公民館

公民館は、誰もが気軽に立ち寄りたくなる明るい雰囲気を持つとともに、教育機関としての専門性を発揮し、住民の要望や相談に的確に対応します。

② 住民や地域に必要な学びを提供する公民館

公民館は、住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、自立・協働・創造に向けて主体的に学ぶことができる、多様で魅力的な学習機会を提供します。

③ 地域づくりを促進する公民館

公民館は、コーディネート力を発揮し、住民同士が絆を結ぶことができるように支援することによって、地域づくりを促進します。

2 施策の展開

(1) 基本目標、重点施策及び主な取組

【基本目標1】人づくり

重点施策1-(1)暮らしを豊かにし、地域を活性化する学びの提供

- ・現代的課題を中心とした学習事業を企画実施
- ・関係団体・機関等との連携協働による専門性を生かした質の高い学びの提供

重点施策1-(2)住民の主体的な学びの支援

- ・（仮称）住民自主企画教室・講座等提案制度の創設

【基本目標2】つながりづくり

重点施策2-(1)学習情報、地域情報の提供

- ・様々なメディアを活用した学習機会や地域活動に関する情報発信
- ・（仮称）地域活動団体紹介コーナーの新設

重点施策2-(2)学習や活動の成果を発表する機会の提供

- ・交流を深める機会となる文化祭をはじめとしたイベント等の開催

重点施策2-(3)情報交換の場の提供

- ・（仮称）公民館地域活動関係団体情報交換会議の新設
- ・施設内のオープンスペースの拡充などの機能向上

【基本目標3】地域づくり

重点施策3-(1)地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進

- ・住民や団体が実施する事業の共催等による地域活動の促進
- ・子どもに関わる事業を起点とした地域活動の気運の醸成

重点施策3-(2)地域活動の促進

- ・（仮称）地域活動団体誕生応援制度の創設
- ・地域学校協働活動の体制整備の検討

(2) 計画の実現に向けて

- (1) 住民主体の公民館運営
- (2) 公民館職員の資質の向上
- (3) 利用しやすい施設づくり
- (4) 計画の進行管理

第 2 期 入間市博物館基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）

1 基本理念

『市民の「心のよりどころ」となる博物館』

2 基本方針

- (1) 「地域」と「お茶」を主要なテーマとした博物館
- (2) 美術館的機能、文書館的機能を併せ持つ総合博物館

3 運営方針（第 2 期のテーマ）

『つなぎ、つたえる博物館』

～人・資料・情報のネットワークを通じて、生きた知識を未来へ受け継ぐ～』

- (1) 「地域」と「お茶」を主要なテーマとした運営
 - ・ 時間と空間 ・ 世界の中の入間
- (2) 生涯学習の場所づくり
 - ・ 主体的な学びと学びを活かせる場 ・ ICT の活用 ・ 交流の場
- (3) 情報発信拠点としてのシティセールスへの貢献
 - ・ 資源・魅力の掘り起こし ・ 解説発信

4 重点的な取り組み

- (1) 資料の収集保存・調査研究の推進
 - ・ 博物館事業の基礎 ・ 継続的計画的な事業
- (2) 展示の充実
 - ・ 常設展示室の段階的リニューアル ・ 最新の成果の展示
- (3) 教育普及の推進
 - ・ 幅広いニーズへの対応 ・ アウトリーチの推進 ・ 茶文化体験の提供
- (4) 教育研究機関との連携強化
 - ・ 博学連携事業の充実 ・ 大学・研究機関・他館との連携
- (5) 情報発信の充実
 - ・ SNS による情報発信 ・ マスメディアとの連携 ・ 解説した情報提供
- (6) 生涯学習と協働事業の充実
 - ・ 市民の学習成果の発表 ・ 市民と協働した事業運営
- (7) 市民文化活動の支援強化
 - ・ 博物館独自の施設の提供 ・ 文化活動のサポート
- (8) 多様な利用者へのアプローチ
 - ・ 多世代向けの事業 ・ 館庭の利用促進 ・ 関係団体等との連携
- (9) 文化財の保護活用 of 充実
 - ・ 身近な文化財の魅力発信 ・ 西洋館・旧黒須銀行の保存活用
- (10) 施設の維持管理の実施
 - ・ 安全安心と利便性の向上 ・ 資料の保存管理に必要な維持管理

(11) 博物館サービス利用者の拡大

- ・展示のオンライン配信
- ・デジタル技術の活用

(12) 職員体制の充実

- ・学芸員の確保・育成
- ・職員体制の確保

5 計画の実現にあたって

(1) 入間市民にとってのよりどころ

- ・地域の総合博物館
- ・生涯学習・文化芸術活動の拠点

(2) 博物館周辺地域とのつながり

- ・地域とのつながりと連携協力

(3) 入間市のシティセールスに貢献する博物館

- ・お茶の博物館
- ・市内外への情報発信拠点

第3次 入間市立図書館基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

1 基本理念

「くらしに役立ち 学びを支える 身近な図書館」

2 基本方針

(1) 計画的な資料の収集と蔵書管理

- ① 図書館資料の収集・整理・保存・提供
- ② 行政資料・郷土資料の収集
- ③ 参考図書 of 収集
- ④ 新聞、雑誌の収集
- ⑤ 視聴覚資料の収集

(2) 学びの拠点となる図書館サービスの提供と充実

- ① レファレンスサービス体制の充実
- ② 貸出・返却の新しいサービスや資料の提供
- ③ 電子図書館サービスの提供
- ④ テーマ本の展示や利用促進事業の実施
- ⑤ 情報発信、広報活動の充実

(3) 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供と充実

- ① 子どもの読書活動の推進
- ② 障害のある方にも利用しやすいサービスの提供
- ③ 高齢者にも利用しやすいサービスの提供
- ④ 多文化サービスの充実

(4) 図書館の環境整備と効率的な運営

- ① 本館と分館の運営体制の強化
- ② 図書館システムの構築
- ③ 本館及び分館の施設の修繕や整備
- ④ 居場所としての図書館環境の充実
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 他自治体や機関との連携
- ⑦ 安心して利用できる環境の整備

3 計画の実現に向けて

- (1) 専門職員の配置と育成
- (2) 財源の確保
- (3) 本館による指定管理運営のモニタリング
- (4) 管理運営体制について
- (5) 点検評価と計画の見直し

報告事項(1) 各委員からの活動報告

委員の皆様が行った（または行う予定の）社会教育活動や各所属団体における活動についてご報告をお願いします。

報告事項（２）教育部社会教育担当各課からの報告

社会教育課

（１）報告事項

- ・入間市地域学校協働活動推進員の委嘱について
全１０中学校区に推進員を配置、５月１４日に委嘱状交付式及び研修会を実施

（２）配付資料

- ・入間地区社会教育広報「さわらび」 第５７号
- ・入間地区人権教育推進協議会広報「人権教育」第２６号
- ・令和７年度 まちの先生リスト
- ・令和７年度 いるま生涯学習ガイドブック上半期編
- ・令和７年度 出前講座メニュー一覧
- ・文芸入間 第４８号 作品募集
- ・「書く力は人生を豊かにする！」「ふるさと大好き こども作文教室」のちらし
- ・「入間書人展」の案内はがき（コピー）
- ・令和６年度 生涯学習をすすめる市民の会 活動報告書

博物館

（１）報告事項

- ・入間市西洋館の日 記念展「サイン色紙と古写真」の実施について
会 期：令和７年７月４日（金）～７月６日（日）【一般公開日】
会 場：旧石川組製糸西洋館 本館２階 大広間
観覧料：２００円（入館料）
内 容：西洋館に撮影で訪れた芸能人のサイン色紙と、西洋館の昔の写真（初公開あり）
を展示します。
- ・アリットフェスタ企画展「戦争と入間の人々」の開催について
会 期：令和７年８月１日（金）～８月１７日（日）
会 場：入間市博物館 特別展示室
観覧料：無料
内 容：アジア太平洋戦争終結から今年で８０年。平和な未来を築いていくためには何が必要なのかを考える機会として、「入間の人々」と「戦争」のかかわりをテーマにした展示を行います。
※第２９回入間市平和祈念資料と同時開催
- ・「夏休みこどもお茶大学」の実施について
日 程：８月５日（火）、９日（土）、２１日（木）１０：００～１２：００
申込期間：７月１日（火）～１６日（水） 定員：各回２４名

(2) 配付資料

- ・入間市西洋館の日 記念展「サイン色紙と古写真」のちらし
- ・アリットフェスタ企画展「戦争と入間の人々」のちらし
- ・ニュースアリット 第121号

図 書 館

(1) 報告事項

- ・「図書館を使った調べる学習コンクールおよび講座」の開催について

(2) 配付資料

- ・「図書館を使った調べる学習コンクールおよび講座」のちらし
- ・図書館だより4月号、7月号

入間市社会教育委員名簿

任期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

No.	氏 名	備 考	新任・再任の別
1	の 野 ぐち まさ たか 野 口 正 孝	学校教育関係者 (東町小学校)	新任
2	い 藤 こう じ二 伊 藤 浩 二	学校教育関係者 (東金子中学校)	新任
3	こ だま よし や 小 玉 佳 也	学校教育関係者 (豊岡高等学校)	新任
4	さとう 藤 きよみ 美 佐 藤 清 美	社会教育関係者 (市文化協会)	再任
5	はま なか さち こ子 濱 中 幸 子	社会教育関係者 (市スポーツ協会)	新任
6	うめ ひろ あき 晶 梅 裕 晶	社会教育関係者 (市子ども会育成会連絡協議会)	新任
7	なみ き しげ よし 芳 双 木 茂 芳	社会教育関係者 (博物館ボランティア)	新任
8	にしむら 西 村 めぐみ にしむら 西 村 めぐみ	社会教育関係者 (小学校図書サポートスタッフ)	再任
9	さいとう 藤 かつひさ 久 齋 藤 勝 久	社会教育関係者 (元気が出るふじさわ未来ネット)	再任
10	むらの 村 野 ゆうこ 子 むらの 村 野 ゆうこ 子	家庭教育関係者 (乳幼児サークル指導者)	再任
11	よしの 吉 野 まさる 勝 よしの 吉 野 まさる 勝	家庭教育関係者 (児童センター)	再任
12	よし だ すみ え 枝 吉 田 澄 枝	学識経験者 (入間市生涯学習をすすめる市民の会)	新任
13	たなべ 田 辺 あけみ 己 たなべ 田 辺 あけみ 己	学識経験者 (幼児教育)	再任
14	みや じま かず こ子 宮 嶋 和 子	学識経験者 (文芸入間編集委員)	再任
15	しらき 白 木 たかのぶ 信 しらき 白 木 たかのぶ 信	学識経験者 (東京家政大学)	再任

入間市教育委員会事務局名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名
1	教育部	部長	浅 見 泰 志
2	教育部	次長	新 屋 朋 徳
3	博物館	館長	大 久 保 卓
4	図書館	館長	平 岡 康 子
5	社会教育課	課長	大 石 浩 士
6	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	奥 村 芳 人
7	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	牧 野 尚 人
8	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主事	岩 崎 楓
9	社会教育課	社会教育指導員	大久保 健一
10	社会教育課	社会教育指導員	浅 見 信 治

